（国土交通大臣が認定の実施のために必要と認める事項）

第四条　申請及び第三条の認定は、自動車の型式ごとに行うものとする。

2　申請は、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時期に行うものとする。

自動車	時　　期
一　型式指定自動車	当該型式指定自動車について道路運送車両法第七十五条第一項の指定の申請をした時以降
二　型式届出自動車	当該型式届出自動車について国土交通大臣への届出をした時以降

第五条　国土交通大臣は、第三条の認定が行われた自動車について、不正の手段により当該認定を受けたことが判明したときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により、第三条の認定が行われた自動車について当該認定を取り消すときは、あらかじめ、当該自動車に係る第二条の申請者の意見を聴くものとする。

（公表項目）

第六条　評価規程第三条第二項第二号イの公表項目は、次の各号に掲げるものとする。

一　車名及び型式

二　性能評価を行った先進安全技術

三　第三条の認定に係る基準

四　第二条の申請者の氏名又は名称

（公表方法）

第七条　評価規程第三条第二項第二号ロの公表方法は、インターネット等を用いるものとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

別添　衝突被害軽減制動制御装置の試験方法及び評価方法

1.　試験方法

衝突被害軽減制動制御装置の試験方法は、次のとおりとする。

1.1.　停止した前方障害物との衝突時作動試験

1.1.1.　試験路面の状態

本試験は、乾燥した平たんなアスファルト又はコンクリート舗装の直線路面で行うものとする。この場合において、試験路面の摩擦係数は0.9程度であること。

1.1.2.　気象条件

本試験は、気温が０℃以上40℃以下であって、試験結果に影響を及ぼすおそれのある風がない環境下で行うものとする。

1.1.3.　試験自動車の状態

試験自動車は、非積載状態から200kg以上の重量を加えた状態（200kg以上の重量を加えることが困難である場合にあっては、積載状態）とし、その車軸間の重量配分は自動車製作者等が定めたものであること。

1.1.4.　制動前ブレーキ温度

本試験を行う前の試験自動車の制動前ブレーキ温度は、65℃以上100℃以下とする。

1.1.5.　前方障害物

本試験に使用する前方障害物は、普通自動車相当の障害物とする。この場合において、レーダ、カメラその他のセンサーによる前方障害物の被検出特性は、普通自動車のそれと同等でなければならない。

1.1.6.　試験方法

本試験は、次に掲げる方法により行う。

⑴　前方障害物から十分に離れた状態から、試験自動車が前方障害物と衝突する状態（衝突したとみなすことができる状態を含む。⑵において同じ。）になるまでの間、50km／ｈ±１km／ｈで試験自動車を走行させるものとすること。

⑵　運転者は、試験自動車が前方障害物と衝突する状態になるまでの間、加速装置の操作を維持することとし、当該状態の前後において、衝突被害軽減制動制御装置の作動に影響を与える制動操作を行わないこと。

⑶　制動制御が開始された時点において、試験自動車の車両中心線が前方障害物の中心線と平行であって、かつ、これらのずれが0.2m以下となる状態であること。

1.2.　移動する前方障害物との衝突時作動試験

1.2.1.　試験路面の状態

1.1.1.の規定を準用する。

1.2.2.　気象条件

1.1.2.の規定を準用する。

1.2.3.　試験自動車の状態

1.1.3.の規定を準用する。

1.2.4.　制動前ブレーキ温度

1.1.4.の規定を準用する。

1.2.5.　前方障害物

1.1.5.の規定を準用する。ただし、前方障害物は、試験自動車の衝突を受けるまでの間、20km／ｈ±１km／ｈで試験自動車と同じ方向に定常走行させること。

1.2.6.　試験方法

1.1.6.の規定を準用する。

2.　評価方法

衝突被害軽減制動制御装置の評価方法は、次の2.1.及び2.2.について認定を行うことによるものとする。

2.1.　停止した前方障害物との衝突時作動試験

1.1.の試験を行ったとき、次の2.1.1.及び2.1.2.に定める基準を満たすこと。

2.1.1.　前方障害物に衝突したときの相対速度が20km／ｈ以下であること。

2.1.2.　制動制御が開始する0.8秒以上前に衝突警報が作動すること。この場合において、制動制御が開始するとは、６ｍ／s^2以上の減速度を発生させる制動制御を行うための制動信号が発せられることをいう（2.2.2.において同じ。）。

2.2.　移動する前方障害物との衝突時作動試験

1.2.の試験を行ったとき、次の2.2.1.及び2.2.2.に定める基準を満たすこと。

2.2.1.　前方障害物に衝突しないこと。

2.2.2.　制動制御が開始する0.8秒以上前に衝突警報が作動すること。

○国土交通省告示第五百四十五号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二十一号）第十九条第二項並びに第二十一条第三項第二号及び第三号の規定に基づき、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十九条第二項並びに第二十一条第三項第二号及び第三号の国土交通省の内部組織等を定める告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一